

法学部教授会ニュース No. 1

6月16日に、「法闘委」および「法院闘」から、「法学部教授会との団交」の申入れがあった。法学部教授会は熟慮の結果、以下の理由ならびに諸般の事情にかんがみて、今回は、これに応じないことに決定した。

第一、5月13日の第2回のいわゆる団交において、予備折衝のとりきめにもかかわらず、「全共闘」により運営の主導権を独占され、予定の議題に入らないまま、これを法学部研究室封鎖の形式的儀式とする結果をまねいた。また、6月17日の協議会会見予備折衝においても、当事者の一である「全闘委」（「法闘委」を含む）は発言の機会をもち得ないまま退場してしまった。これらの経過からみて「法闘委」との会見を実質的にもち得るとは期待できない。

第二、法学部教授は「法闘委」の希望にそい、しばしば話し合いに応じてきた。その間、6月5日に「法闘委」は「法学部教授逮捕・追求宣言」を発し、不当に教授の私生活を妨げる行為に出た。しかも、今回の団交申入れに際しても、彼等のいわゆる「正当な理由」なく欠席した教授に対し実力をもって個人的逮捕をすると称している。したがって、このような脅迫的態度による団交の要求には応ずることができない。

第三、6月19日に開かれることになっていた法学部学生の集会に対し、「法闘委」は「全共闘」とともに事前に会場を実力占拠し、その集会を不可能ならしめ、数名の学生が負傷するに至った。既に法学部教授会があきらかにしてきたように、このような暴力行為が許されないことはいうまでもない。およそ、封鎖反対、授業再開を希望する学生の集会を開かせない「法闘委」ならびに「全共闘」の態度に対して学生の中から強い非難の声があげられているのは当然である。このような状況のもとで法学部教授団が「法闘委」といわゆる団交をもつことは、法学部教授会がそのような「法闘委」の態度を是認するものと誤解されるおそれがある。

われわれは、もともと話し合いを尊重する趣旨から、「法闘委」の「団交」要求には進んで応じる姿勢をとってきたが、上記の理由によって拒否せざるを得なかったことを遺憾とするものである。

なお、法学部教授会は、在来の大学の機構・運営に検討を加え、みずからの姿勢を顧りみ、大学の使命の省察にもとづいて、現時点におけるわれわれの急務である改革試案（討議資料）の作成に全力を傾注している。この改革試案を素材として、法学部各構成層と討議を深め、大学の改革を推進したいと考えている。

昭和44年6月24日